

平成20年4月から 国民健康保険税が変わります

平成20年4月から新たに創設される後期高齢者医療制度に伴い、国民健康保険税も大きく制度改正が行われます。主な改正点は次の3点です。

改正点 1 国民健康保険の加入者は75歳未満に

国民健康保険の加入者（被保険者）は、75歳未満の人です。75歳（一定の障害のある人は65歳）になると新たに後期高齢者医療制度に加入することになり、国民健康保険から外れます。

改正点 2 国民健康保険税は3本立てに

後期高齢者医療制度の創設に伴い、同制度の支援分課税が新たに加わり、よって

- ① 医療保険分
 - ② 介護保険分（40歳～64歳の人にのみ課税）
 - ③ 後期高齢者医療支援分（新設）
- 以上3つの合計額が、国民健康保険税として国保主（世帯主）に課税されます。

改正点 3 65歳以上の国保主の保険税は年金からの特別徴収（天引き）に

国保主を含む国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満で、次の2つの条件を満たす場合、国民健康保険税は国保主の年金からの特別徴収（天引き）となります。

- ① 国保主が、年額18万円以上の年金を

もらっている場合。

- ② 国保主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金支給額の2分の1を超えない場合。

右記以外の場合は、いまままでおりの納付となります。

新しい国民健康保険被保険者証を送付いたします

国民健康保険加入者が現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限が平成20年3月31日となっていますので、新しい保険証を3月下旬（予定）に配達記録郵便で送付いたします。

新しい保険証の記載内容（住所・氏名・生年月日等）をご確認ください。なお、内容に誤り等がありましたらご連絡ください。

※新しい保険証は平成20年4月1日から有効です。

※新しい保険証の色はみどり色です。
※古い保険証はご本人の責任で処分するか、市役所の国保係までご返却ください。

※国民健康保険被保険者証は運転免許やパスポートと同様に重要な身分証明書です。紛失等には十分ご注意ください。
※お子さんの保険証につきましては保護者が責任を持って管理してください。

退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる

75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になりますと、一般の国保加入者となります。

前期高齢者（70歳～75歳未満の方）の負担割合が据え置かれます

平成18年の医療制度改正により、平成20年4月から前期高齢者（70～74歳）の窓口負担割合が2割に引き上げられることになっていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担割合が1割に据え置かれます。

「対象となる方」

※「2割（平成20年3月31日までは1割）」と記載された高齢受給者証をお持ちの方。なお、3月末までに負担割合を訂正した新しい高齢受給者証を送付いたします。

※既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象者は除きます。

療養病床入院時の「食事・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

70歳以上と老人保健で医療を受ける人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が平成20年4月1日から65歳以上になります。

問い合わせ 市民健康課国保係

☎0978②1111 内線 114

身体障がい者等の軽自動車税の減免申請のお知らせ

身体障がい者・戦傷病者等の手帳を持っている方で、軽自動車を所有している方は、申請することにより、軽自動車税を1台分に限り減免することができます。

申請手続きの期限は、軽自動車税の納期限の7日前（平成20年4月23日(水)）までとなっています。

ただし、自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

※障がいの程度や区分により該当しない場合があります。

問い合わせ

税務課市民税係 ☎0978②5162
武蔵総合支所地域総務課税務係 ☎0978⑧1111

国見総合支所地域総務課税務係 ☎0978②1111
安岐総合支所地域総務課税務係 ☎0978⑦1111